

車検証のとおり記入(新車の場合はお店に確認してください)

別記様式第1号(その1)

自動車保管場所証明申請書			
車名 「プリウス」等ではなく 車検証のとおり記入 例) トヨタ	型式 訂正は二重線で消す ABC-DE12 AB-DE12	車台番号 DE12-345678	自動車の大きさ 長さ 425 センチメートル 幅 170 センチメートル 高さ 158 センチメートル
自宅(会社の場合は事務所)の住所を記入	使用の本拠の位置 宮崎市〇〇1丁目〇番〇号		
駐車場の地番を記入	自動車の保管場所の位置 宮崎市〇〇1丁目〇番〇号 (本拠の位置と保管場所が同じ地番の時は「同上」でも可)		
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
申請先警察署名 〇〇〇 警察署長 殿	年 月 日 窓口への提出日		
住所 現住所を記入(アパート等では部屋番号まで記入してください) 申請者 電話 携帯電話または固定電話の番号 ふりがな 氏名 車の名義人になる人の名前 ※ 法人の場合は会社名 代表者の役職氏名			
自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 記入不要です			

※必ずチェック

一つでも超えたら普通車

- ☐ 長さ 340
☐ 幅 148
☐ 高さ 200

収入証紙貼付

宮崎県収入証紙
2000円

宮崎県収入証紙
2000円

◎ 行政書士の資格がない者が報酬を得て業として申請書類を作成することは法律で禁止されています。
※ 罰則 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
 - 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき(1)に該当する場合を除く。。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

※ 申請代理人として、委任状により申請者本人から委任を受けた者以外が、窓口において書面の訂正及び車台番号の書き込みをすることはできません。

1. 自己単独所有 2. 他人所有

自動車登録番号

旧車の車台番号(買替え及び廃車等の場合)

申請代理人・連絡先

黒のボールペンで記入してください

- ※ 修正液や砂消し、消せるボールペン
は使用不可
- ※ 申請者名の訂正はできません
- ※ 証明書発行後の訂正は一切できません

下取り・廃車・譲渡等、
手放す車がある場合
その車の車体番号または
ナンバーを記入

本人の時は「本人」
代理人の時は
氏名・電話番号を記入